

支 出 書

会 派 名	日本共産党 福山市議会議員団	整理No. 1-1
科 目 (該当○印)	① 調査研究費 2 研 修 費 3 資料作成費 4 資料購入費 5 広 報 費 6 広 聴 費 7 要請・陳情活動費 8 会 議 費 9 人 件 費 10 事 務 所 費	
金 額	12,120円	
支出年月日	2023年6月9日	
支出内容	2023年6月9日 広島市・広島県庁 広島県国民健康保険課との レク懇談の出張旅費	
支 出 先	別添、領収書のとおり	

領 収 書 (該当○印)	☒ (別紙の領収書添付用紙へ添付)
	無 領収書を添付することができないため、上記の内容の支出をしたことを証明する。 会派の代表者名 印

領収書添付用紙

支出書整理No.

1-1

(領収書添付欄)

※領収書が重ならないよう1枚ずつ添付してください。

領 収 書

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

2023年6月9日

(代表者) 高木武志 様

¥12,120

但、2023年6月9日広島市へ
の出張旅費

[内 訳] 上記正に領収いたしました

	金 額	摘 要
交 通 費	9,020円	
日 当	3,100円	1 日
宿 泊 料	円	日
(計)	12,120円	

(会派名) 日本共産党福山市議会議員団

(名 前) 三好剛史



研究研修・調査報告書

会 派 名	日本共産党福山市議会議員団	報 告 日	2024 年 6 月 10 日
代 表 者	高木武志 	報 告 者	三好剛史 
参 加 者	三好剛史 ----- ----- -----		
実 施 日	2023 年 6 月 9 日 ～ 2024 年 6 月 9 日		
研究研修・調査等の場所	広島県庁		
目 的	広島県国民健康保険課とのレク懇談 ----- 国保の県単位化、準統一化による影響について ----- -----		
研究研修・調査等の概要 2023 年 6 月 9 日 14 : 00～15 : 30 広島県健康福祉局国民健康保険課課長 藤田靖彦 国民健康保険課 国保運営グループ 主査 石本晴美 Q1.福山市の国保の会計ではかなりの剰余金が発生しているが、今年度は大幅に約 6400 円ほど 1 人あたり平均で引上げ。激変緩和措置が終了するので、県の指示額に合わせる必要がある」と説明されている。それぞれの市町で税率を決める自治権や裁量権が本当に正常に働いていないのではないか。最終的な保険税率を決めなければ決める裁量が残るのか、県の方で示されている税率・料率に合わせるなければならない根拠というものがあるのかどうか、もしくはそれに従わなかったらペナルティが発生するのかどうか。 A1.効率的な運営のための統一保険料という事を目指した取り組みという事であれば、県が示した保険料率に全県下、同じ保険料を採用してもらうことになる。その激変緩和措置期間としてそれぞれ収納率であるとか、各市町の状況を踏まえ、判断していただいた保険料率で賦課し			

ている。

Q2.福山では給付された医療費は県内で一番低くなっているが、実際にかかっている医療費を反映した税率に、県が示している税率はなっているのか。それぞれの市町で事情が違うのにそれを統一化するっていうことは無理があるようなところもあるのではないか。県の保険料率は何をもとにして定められているものなのか。

A2.基本的にはいくら医療費がかかっているのか結果が分からないが、まず医療費の推計をし、国の負担金などを除いて全体の保険料がどれくらい必要なのかを推計したもの。

Q3.推計によって積算で出した料率が、実態としてマッチしてるかどうか、県が示している額が適正かどうかは何を根拠にしているのかわからない。市町では実態に即し、福山市では多子軽減制度も行っているが、独自の既存の制度どうなるのか。

A3.減免の基準は今各市町村それぞれ独自にやられてる部分もあり、統一保険料率までの間にどのようにして行くかということについては、これから福山市は福山市の観点で対応される。

Q4.それぞれの市町の保険者が、そのそれぞれのその加入者の生活がどうかっていうことによって、その軽減制度減免制度が作られている。統一化によって制度がなくなるのでは自治権、裁量権は発揮できない。統一化するのであれば独自の制度を後退させることはあってはならない。

A4.減免について、例えば県がこのようにしてくださいということはない。各市それぞれの取り組みでやられており、今の段階では申し上げにくい。

Q5.独自の制度として残すことはできるのか、必ず一律の税率にしなければならない法的な根拠は

A5.法律的な根拠がある訳ではないが、運営方針の中で、その統一保険料率を目指すということになっている。もともと市町の国保単独では厳しいという状況が、平成 20 年代の初めぐらいになり、その全 23 市町の首長の要望が、その統一保険料を目指し、広域的にその運営進める要望書をもって、県知事と運営 23 市町が厚生労働省に要望してきた経緯がある。広島県としてはそういうことをベースに、統一保険料率を 23 市町合意の上で進めているもので、県が絶対やってくれということでやってるわけではなく、23 市町の方からご要望が出たことをもとに制度設計の統一保険料を目指すという方向で進めている。

考察

福山市はこの間の税率の引き上げについて県指示額への準統一化を根拠に引き上げてるが、県はあくまでも県内各市町意思の上で進められているものであり、県が主導的に進めているものではないと説明している。また、県の指示額は加入者の所得の状況等を鑑みて設定しているものではなく、あくまでも医療給付の推計額を加入者数で割っただけのものであり、支払い能力があるかどうかは考慮されていない。しかし、統一化によって各市町で払える保険税額にするための独自軽減策が失われるのであれば、さらに応能負担から応益負担へと進められかねない。保険者である市町の最大の役割は加入者の医療権を保障することであり、そのための裁量が失われる危機的な状況となる。税率の県統一化は進めるべきではないことがあらためて明らかになった。